

# ひょうご住宅復興3カ年計画

(改訂版)

—住宅によるまちの再生—

平成8年8月

兵庫県都市住宅部

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

1955

PHYSICS DEPARTMENT

1955

PHYSICS DEPARTMENT

## 目次

1. ひょうご住宅復興3カ年計画の基本的な考え方.....	3
2. 供給方針.....	3
3. 供給計画.....	5
(1) 全体計画.....	5
(2) 公的住宅地域別供給計画.....	5
4. 計画実現のための主要な施策.....	6
(1) 災害復興（賃貸）住宅の供給促進.....	6
施策1 災害復興公営住宅等.....	6
施策2 再開発系住宅.....	6
施策3 災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）.....	6
施策4 公団・公社賃貸住宅.....	7
施策5 設計・建設システムの合理化.....	7
施策6 災害復興（賃貸）住宅の一元的受付・選定.....	7
施策7 家賃低減化対策.....	8
施策8 災害復興公営住宅等の型別供給.....	8
施策9 高齢者等に配慮した災害復興公営住宅等の整備.....	8
施策10 災害復興（賃貸）住宅への復興住宅コミュニティプラザの設置.....	9
(2) 民間住宅の再建支援.....	9
① 民間住宅復興に向けての基礎的な支援.....	9
施策11 住宅金融公庫融資等の活用.....	9
施策12 宅復興助成基金の設置.....	9
施策13 阪神・淡路大震災復興基金の活用.....	10
② 被災者向け分譲住宅の供給促進.....	11
施策14 災害復興（分譲）住宅.....	11
施策15 公団・公社分譲住宅等.....	12
③ 被災者住宅の再建支援.....	12
施策16 被災者住宅再建支援制度.....	12
施策17 民間住宅共同化支援制度.....	13
施策18 高齢者特別融資（不動産活用型）に対する利子補給制度.....	13
施策19 大規模住宅補修に対する利子補給制度.....	13
施策20 持ち家修繕助成.....	13
④ 被災マンションの再建支援.....	14
施策21 被災マンション建替支援制度.....	14

施策 22 定期借地権による被災マンション建替支援制度	14
施策 23 震災復興型の総合設計制度の創設	14
施策 24 被災マンション建替等支援事業	14
施策 25 被災マンション共用部分補修支援利子補給制度	14
⑤ 民間賃貸住宅の供給促進	15
施策 26 特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅等の建設支援	15
施策 27 被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進制度	15
施策 28 学生寄宿舎建設促進制度	16
⑥ 民間賃貸住宅家賃負担軽減助成	16
施策 29 民間賃貸住宅家賃負担軽減制度	16
施策 30 賃貸住宅家賃等助成	16
(3) その他の支援策	17
① 地域の防災性を高める住まいづくり	17
施策 31 面的整備事業の積極的推進	17
施策 32 ひょうご100年住宅の建設推進	17
施策 33 応急危険度判定士制度の創設	17
② 福祉の心が息づく人にやさしい住まいづくり	17
施策 34 高齢者仕様の標準化	17
施策 35 人生80年いきいき住宅助成事業	17
施策 36 復興住宅コミュニティプラザの設置	18
③ 総合住宅相談所の設置等	18
施策 37 総合住宅相談所の設置	18
施策 38 ひょうご都市づくりセンターの設置	19
施策 39 住宅復興情報の発行	19
④ 輸入住宅の供給促進	19
施策 40 ひょうご輸入住宅総合センターの設置	19
施策 41 輸入住宅復興街区の形成	19
施策 42 輸入住宅導入の推進	19
⑤ 被災県民への特別融資等	20
施策 43 ひょうご県民住宅復興ローン制度等	20
施策 44 県民住宅ローン既債務対策助成制度	20
施策 45 住宅債務償還特別対策助成制度（ダブル・ローン対策）	20
施策 46 宅地防災工事助成制度	21
施策 47 被災宅地に係る二次災害防止対策工事助成制度	21
5. ひょうご住宅復興3カ年計画主要施策一覧表	22

# 「ひょうご住宅復興3カ年計画」

〔 策定 平成7年8月 〕  
〔 改訂 平成8年8月 〕

## 1. ひょうご住宅復興3カ年計画の基本的な考え方

震災により失われた大量の住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて災害に強く、次世代につながる計画的で美しい住宅市街地を復興し、高齢者等にやさしい安全・快適で恒久的な住宅の供給を図るため、「ひょうご住宅復興3カ年計画」を策定する。

また、この計画は、21世紀初頭を展望し兵庫県の新しい住宅政策のあり方を検討し策定を進めていた住宅マスタープランを前倒しして、その成果を取り入れたものであり、さらに平成8年7月に「恒久住宅への移行のための総合プログラム」が策定されたのを受け改訂するものである。

## 2. 供給方針

### ① 3カ年での恒久的住宅建設

被災地域での早期復興を図るため、県・市町・公団・公社等の公的事業主体が協力し積極的に住宅供給を行うとともに、民間活力も活用することにより、3カ年で良質で耐久性の高い恒久的な住宅を建設する。

### ② 公的賃貸住宅の積極的建設

被災県民の所得階層、世帯構成等に配慮し、適正な負担による良質な住宅供給に努めるものとし、公営住宅制度、特定優良賃貸住宅制度等を活用し、多様な公的賃貸住宅を積極的に建設する。

### ③ 新市街地等での早期の住宅建設

このため、まず、被災市街地での被災県民の自力再建を積極的に支援するとともに、被災県民が早期に安定した住生活を営むことができるよう、早期に建設着工が可能な臨海部の造成地や事業中のニュータウン等の新市街地において住宅建設の推進を図り、併せて既成市街地内の被災県民でまちづくりに協力するために転出を希望する者の受け入れを促進する。

### ④ 面的整備に伴う住宅建設

被災を受けた既成市街地においては、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業の推進により、まちづくりと一体となった住宅建設を促進するなど、被災県民と行政が一体となり「住宅を核としたまちづくり」を推進し、地域の魅力の向上を図る。

⑤ 地域の防災性を高める住まいづくり

地域の防災性を高めるため、都市計画との密接な連携のもと災害に強い街区の形成を推進し、併せて住宅の日常的な維持管理の普及啓発活動等を通じて、既存住宅を含めた住宅の耐震性や防火性能の維持・向上に努める。

⑥ 人にやさしい住まいづくり

また、住宅の建設に際しては、阪神・淡路地域が永年蓄積した豊かな文化や地域特性とそれに根差した景観や街並みに配慮するとともに、環境との共生に努め、高齢者等に配慮した設計仕様及び住宅と保健・医療、福祉施設等が一体となった「人にやさしい住まいづくり」を行う。

⑦ 多様な復興メニューづくり

被災県民の様々なニーズに合わせた住宅再建を支援するため、県・市町はもとより、国、住宅金融公庫、住宅・都市整備公団、住宅供給公社等との連携を強化し、阪神・淡路大震災復興基金や既存制度を活用して多様な復興メニューを用意する。

⑧ 輸入住宅・規格型住宅等による良質で多様な住宅建設

大量の焼失・倒壊住宅に対し早期に恒久的住宅の供給を図る必要があるため、臨海部、内陸部の新市街地や被災した既成市街地において輸入住宅・規格型住宅等を導入した安価で良質・多様な住宅を大量に建設する。

### 3. 供給計画

計画期間は平成7年度から平成9年度の3カ年とし、平成9年度までに12.5万戸の住宅を建設・整備する。

#### (1) 全体計画

ひょうご住宅復興3カ年計画	
12.5万戸	
H6年度以前着工分等新設住宅戸数	1.5万戸
+	
H7～9年度に新たに建設・整備する住宅戸数	11万戸
(うち、新たに建設する公的供給住宅：77,000戸)	
— 災害復興公営住宅等	38,600戸
— 再開発系住宅（低所得者以外）	5,100戸
— 災害復興準公営住宅	16,800戸
— 公団・公社住宅	20,000戸 ※
— 民間住宅	44,500戸

【参考】12.5万戸の内訳

持借比率	持家系住宅 46,000戸 (約37%)	借家系住宅 79,000戸 (約63%)	
地域比率	神戸地域 82,000戸 (約66%)	阪神・明石地域 38,000戸 (約30%)	淡路地域 5,000戸 (約4%)

#### (2) 公的住宅地域別供給計画

	県計	神戸地域	阪神・明石地域	淡路地域
災害復興公営住宅等	38,600戸	26,100戸	11,600戸	900戸
再開発系住宅（低所得者以外）	5,100戸	3,600戸	1,500戸	—
災害復興準公営住宅	16,800戸	8,300戸	8,400戸	100戸
公団・公社住宅 ※	20,000戸	12,900戸	7,000戸	100戸
合計	80,500戸	50,900戸	28,500戸	1,100戸

※ 「公団・公社住宅」には、この他に、「再開発系住宅」に公団再開発系3,200戸、「災害復興公営住宅等」に公団借上公営住宅2,800戸がある。

#### 4. 計画実現のための主要な施策

##### <施策展開の方針>

被災県民のうち、生活困窮度の高い被災県民に対しては、災害復興公営住宅、災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）等の安全で良質な公的賃貸住宅の積極的な供給を図るとともに、中低所得の民間賃貸住宅入居者に対し、家賃負担軽減化を図るものとし、持家居住者については、自力での建替・大規模補修等が困難な被災県民を対象に優遇措置を講ずるものとする。

##### <主要施策>

##### (1) 災害復興（賃貸）住宅の供給促進

施策 1	災害復興公営住宅等	(38,600 戸)
------	-----------	------------

災害公営住宅の建設及び特定借上・買取賃貸住宅制度の活用等により公団・公社住宅や民間住宅を購入又は借り上げることで必要供給戸数の確保を図り、応急仮設住宅での仮住まいの被災県民のうち、低所得者層を対象として低廉な家賃の住宅を早期大量に供給する。

事業概要		
事業種別	戸数	備考
(1) 災害復興公営住宅	25,100 戸	低所得者用
(2) 再開発系住宅（市町施行分）	4,100 戸	"
(3) 公営住宅等 H6 以前着工分	3,200 戸	"
(4) 公営住宅空家	6,200 戸	"

施策 2	再開発系住宅	(5,100 戸)
------	--------	-----------

住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業等の推進により、市町並びに住宅・都市整備公団が再開発系住宅（従前居住者用賃貸住宅）の供給を積極的に推進する。

事業概要		
事業種別	戸数	備考
(1) 再開発系住宅	5,100 戸	低所得者以外を対象。
（市町施行分）	(1,900 戸)	
（公団施行分）	(3,200 戸)	

施策 3	災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）	(16,800 戸)
------	---------------------	------------

震災により住宅を失った世帯に対して適正な家賃負担で、優良な賃貸住宅を供給するため、特定優良賃貸住宅制度を活用して住宅供給公社が自ら賃貸住宅を供給し、又は民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅を住宅供給公社等が借上げ若しくは管理を受託して、主として中堅所得者層向けの公的な賃貸住宅として供給する。



事業概要		
助成手法	助成内容	備考
(1) 調査設計費補助	20万円/戸を限度	基金
(2) 共同施設整備費補助 定住関連施設整備費補助	廊下等共同施設の整備費用の4/5 敷地外の公園等の整備費用の1/3	
(2) 防災関連施設整備費補助	共同施設整備費の1/5を限度	基金
(3) 家賃減額補助	20年間を限度に入居者の収入に応じて補助 H9年度までは、被災者の入居負担額をさらに引き下げ。H10・11年度は、基金からの激変緩和措置	
(4) 利子補給	公庫等の借入残高に対し、当初10年間 利子補給率： 当初5年：2.50% 6～10年：公庫融資利率－3.00%	県市2.00%・基金0.50% 基金（公庫融資利率－3.00%）

施策4	公団・公社賃貸住宅	(10,300戸)
-----	-----------	-----------

住宅・都市整備公団等が、一般賃貸住宅の建設を行い、震災により住宅を失った世帯に対して、適正な家賃負担で、優良な賃貸住宅を供給する。

施策5	設計・建設システムの合理化
-----	---------------

良質な社会資産としての長期的価値（耐震性、基本性能、高齢化、環境）の確保と、地域特性を活かした良好な住宅市街地及びコミュニティの形成を図るとともに、迅速な建設と工事費の削減を図るため、以下の方策を講じる。

- ① 設計方針
  - ・被災者のニーズに合わせた型別供給
  - ・耐震、防火への対応及び遮音性の向上等住宅の基本性能の向上
  - ・高齢者・障害者等への対応
  - ・環境問題への配慮
  - ・ニーズの変化及びライフサイクルコストへの配慮
  - ・街並みの形成等景観への配慮
- ② 設計の標準化
- ③ 発注方法の効率化等建設システムの合理化
- ④ 建設用地取得の推進

施策6	災害復興（賃貸）住宅の一元的受付・選定
-----	---------------------

被災者の居住の安定を図り、併せて被災市街地復興に係る面的整備事業の円滑な実施に資するため、被災地等で供給される災害復興（賃貸）住宅（災害復興公営住宅、災害復興準公営住宅、公団賃貸住宅等）の事業主体が協力して、従来の枠組みを超えて一元的に公的賃貸住宅の入居申込者の受付等及び入居者の選定等を行う。

**施策 7 家賃低減化対策**

応急仮設住宅調査結果等から、阪神・淡路大震災により家財等の資産が消滅するとともに、家賃負担能力が著しく低下した被災者が恒久住宅へ円滑に移行し、生活再建ができることが必要である。

このため、県・市町において、災害復興公営住宅等に入居する被災者世帯を対象に、入居者が無理なく負担し得る家賃とするため、応能応益の考え方により所得や住宅の立地及び規模に応じて現行家賃を一定期間低減するとともに、所得階層が10%階層以下の低所得者については、さらに家賃負担の軽減化を図る。

事業概要	
(1) 対象者	・公営住宅及び市町施行分の再開発系住宅に入居する低所得の被災者 ・平成10年度までに入居決定がなされた者。
(2) 家賃低減化方法	・家賃負担能力に配慮して家賃低減化を図るため、入居者の所得に対応するとともに、住宅相互間の家賃の均衡を図るため、住宅のS・M・L・Oの規模及び地域間の格差を考慮した立地地区に応じた減免基準を設定して家賃減免を行う。 ・所得階層が10%階層以下の低所得者については、さらに家賃負担の軽減化を図ることとし、小規模な住宅については、極めて所得の低い世帯に対しては、大都市部においても6千円台の家賃まで引き下げることにする。
(3) 実施期間	・所得階層が10%階層以下の低所得層に係る一層の家賃低減の実施期間は、5年間とする。

**施策 8 災害復興公営住宅等の型別供給**

災害復興公営住宅等の型別供給は、世帯人員や年齢構成に対応して、型別を基本として供給を進めるとともに、入居者間の良好なコミュニティ形成が図れるように高齢世帯とそれ以外の世帯が共に居住できるように配慮した混住型の住戸配置を原則とする。

特に、高齢単身、高齢夫婦世帯に対しては、その世帯に相応しいS型・M型の小規模タイプを中心に提供することとすることにより、被災者の需要に合った住宅供給に努める。

事業概要		
型別	規模	対象世帯
S型	40㎡・1DK	高齢単身者及び高齢2人世帯等
M型	50㎡・2DK	
L型	60～65㎡・3DK	一般世帯用
O型	70～75㎡・3LDK・4DK	

**施策 9 高齢者等に配慮した災害復興公営住宅等の整備**

災害復興公営住宅等の入居者には、高齢被災者が多いことを考慮して、高齢者世帯が安全で、安心して生活できるよう、保健・医療、福祉と連携した「住まいの復興に係る安心システム」の一環として住宅整備を推進する。

① 高齢者向け仕様住宅の整備

県営住宅については、全住戸のバリアフリー化（いきいき県営住宅仕様）を推進し、特に高齢者世帯向けの住戸（S型・M型）には、緊急通報システムや安否自動確認システムなどの高齢者の生活に配慮した設備を整備すると共に、市町営住宅についても同様の整備に努める。

② シルバーハウジングの推進 (3,500戸)

市町の福祉部局との連携を図り、生活援助員（LSA）を派遣し高齢者の安否確認や緊急時の対応等を行うシルバーハウジングを、原則としてS型及びM型を有するすべての県営住宅団地に導入するとともに、市町営住宅についても同様の事業化に努める。

③ コレクティブハウジングの思想を生かした災害復興公営住宅の整備 (161戸)

高齢者世帯のコミュニティ形成に配慮して、高齢者等が孤独に陥ることなく積極的に共同生活の安心と楽しみがえられるようコレクティブハウジングの思想を導入した災害復興公営住宅の整備をハード・ソフト面から進める。

施策10 災害復興（賃貸）住宅への復興住宅コミュニティプラザの設置

住民相互の触れ合いや助け合いを支援するとともに、地域福祉やボランティア活動の基盤的拠点として活用できる復興住宅コミュニティプラザを、地域の特性を考慮して設置する。

(2) 民間住宅の再建支援

① 民間住宅復興に向けての基礎的な支援

施策11 住宅金融公庫融資等の活用

被災県民が住宅の建設・購入（含む中古住宅）・補修、又は賃貸住宅の建設・補修を行う場合に、被災者向け災害特例措置がとられている住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資等の積極的活用が図られるよう支援する。

住宅金融公庫融資利率等				公庫金利H8.10.9改定
融資種別	金利			備考
	基本融資額	据置期間中	特例加算	
(1) 建設融資	3.00%	3.00%	3.10%	当初5年間元金据置可能
(2) 購入融資	3.00%	3.00%	3.10%	当初5年間元金据置可能
(3) 補修融資	3.00%	3.00%	3.10%	当初1年間元金据置可能
(4) 親孝行型	3.10%	3.10%	3.10%	当初5年間元金据置可能

※住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資の場合

施策12 住宅復興助成基金の設置

住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資等を利用して、個人住宅を建設・購入（含む中古住宅）、又は賃貸住宅を建設する被災県民のうち、元金据置期間の設定を行う者を対象に、初期負担の軽減を図り生活再建を支援するため、国からの補助金を受け入れ、元金据置期

間中 0.5%の利子補給を行う。

事業概要		
助成手法	助成内容	備考
(1) 利子補給	補給期間：元金据置期間中 利子補給率：0.50%	住宅金融公庫災害復興住宅資 金融資等の融資を受けて住宅 の建設・購入を行う者のうち元 金据置期間を設定する者。 元金据置期間中の利率 3.00% →2.50%
(2) 対象融資制度	住宅金融公庫災害復興住宅融資資金 年金災害復興住宅融資 住宅新築資金等貸付制度要綱による住宅新築資金貸付金	

施策 13 阪神・淡路大震災復興基金の活用

「阪神・淡路大震災の早期復興のための各般の取り組みを補完し、被災者の救済及び自立支援並びに地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進めることにより災害に疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生する。」ことを目的に、兵庫県と神戸市が設置した「阪神・淡路大震災復興基金」を活用し、被災県民の住宅再建のための各種支援制度を創設する。

施策 3・10・14・16・17・18・19・21・22・25・26・27・28・30・36・37・38・40・43・44・45・46・47 に定める利子補給制度等については、住宅の建設・購入等資金のうち、

- 住宅金融公庫災害復興住宅資金融資
- 住宅・都市整備公団の割賦償還制度（災害特例金利適用分）
- 年金災害復興住宅融資
- 住宅新築資金等貸付制度要綱による住宅新築資金貸付金
- 県産木材利用木造住宅災害復興住宅融資
- 勤労者住宅資金融資（災害特別貸付）
- ひょうご県民住宅復興ローン制度
- 市単独融資
- 被災者向け民間融資

からの借入金に対する利子補給や補助金の支給等を行う。

支援制度の融資利率の考え方（住宅金融公庫）			公庫金利 H8. 10. 9 改定	
利子補給型	利子補給期間	当初5年間	6～10年目	11年目以降
10年型	当初10年間	2.50% (0.00%)	公庫融資利率-3.00% (3.00%)	- (3.00%)
5年型	当初5年間	2.50% (0.00%)	- (3.00%)	- (3.00%)

- ※1 表中の%表示は利子補給率を示す。
- ※2 表中の（ ）は住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資を利用して当初5年間の元金据置を選択した場合の実質金利を示す。
- ※3 10年型は住宅金融公庫等公的融資利用者に限る。
- ※4 以下の場合以外は、年収が1,431万円以下の被災者に限る。
  - ・住宅金融公庫災害復興住宅融資資金等公的融資を利用し、新市街地等地域で災害復興（分譲）住宅を購入するか、または自ら居住する住宅を建設する場合
  - ・住宅金融公庫災害復興住宅融資資金等公的融資を利用し、面的整備事業等区域内の被災県民が災害復興（分譲）住宅を購入するか、または自ら居住する住宅を建設する場合
- ※5 民間融資を利用した場合は、原則として、被災者向け融資を利用した被災者に限る。この場合、利子補給率は当初5年間1.925%となる。

## ② 被災者向け分譲住宅の供給促進

施策14	災害復興（分譲）住宅
------	------------

被災県民の恒久的な住宅への定住促進を進めるため、住宅・都市整備公団、住宅供給公社、民間事業者等が住宅復興を目的に建設する「災害復興（分譲）住宅」の購入を希望する被災県民に対し取得支援を行うほか、一般の新築、中古分譲住宅の購入を希望する被災県民に対し取得支援を行う。

なお、災害復興（分譲）住宅とは、住宅・都市整備公団、住宅供給公社、民間事業者等が建設する分譲住宅のうち、適正な規模・価格の住宅として知事が認定する住宅をいう。

### (1) 被災者住宅購入型

被災県民が住宅金融公庫融資等及び民間融資を受けて自ら居住する住宅を取得する場合、借入金に対して当初5年間の利子補給を行う。

### (2) 面的整備事業等関連供給型

面的整備事業等区域内の被災県民が災害復興（分譲）住宅を取得する場合、住宅金融公庫からの借入金等に対して当初10年間の利子補給を行う。

### (3) 公団・公社等建設代行型

被災した民間賃貸住宅の所有者及び持家所有者のうち、建設資金等が不足する等の事由により自力では住宅の再建が困難な者を対象に、住宅・都市整備公団、住宅供給公社等が所有者に代わって建物を建設し、その費用相当分の土地及び建物の権利を住宅・都市整備公団、住宅供給公社等が取得することにより、住宅の再建を促進する。この場合、設計調査費の一部を補助する。

事業概要		
助成手法	内容	備考
(1) 設計調査費補助	20万円/戸を限度	公団・公社等建設代行型のみ。
(2) 利子補給		
①被災者住宅購入型	5年型	
②面的整備事業等関連供給型	10年型	災害復興(分譲)住宅購入者に限る。

施策 15	公団・公社分譲住宅等	(10,000戸)
-------	------------	-----------

住宅・都市整備公団や住宅供給公社の分譲住宅事業制度を活用し、戸建住宅や分譲共同住宅の建設を通じて、震災により住宅を失った世帯に対して、優良で適正な価格の分譲住宅を供給する。

### ③ 被災者住宅の再建支援

施策 16	被災者住宅再建支援制度
-------	-------------

被災県民が自ら行う恒久的な住宅の再建を支援し、併せて被災者向けの賃貸住宅の建設促進を図ることにより、面的整備事業等の円滑な実施及び新たに開発する新市街地等への定住促進を図る。

#### (1) 被災者住宅再建型

被災県民が住宅金融公庫融資等及び民間融資を受けて自ら居住する住宅を建設する場合、借入金に対して当初5年間の利子補給を行う。

#### (2) 面的整備事業等関連建設型

面的整備事業等区域内の被災県民が新市街地等で自ら居住する住宅を建設する場合、住宅金融公庫からの借入金等に対して当初10年間の利子補給を行う。

#### (3) 被災者向け賃貸住宅建設型

被災した民間賃貸住宅の所有者が被災者向けの賃貸住宅の建設を行う場合、設計調査費及び建設資金のうち共用通行部分の建設に要する費用に対する補助を行うとともに、住宅金融公庫等からの借入金等に対して当初5年間の利子補給を行う。

事業概要		
助成手法	内容	備考
(1) 設計調査費補助	20万円/戸を限度	被災者向け賃貸住宅建設型のみ。
(2) 共用通行部分整備費補助	95万円/戸を限度	被災者向け賃貸住宅建設型のみ。
(3) 利子補給		
①被災者住宅再建型	5年型	
②面的整備事業等関連建設型	10年型	面的整備事業等区域内の被災者が新市街地等地域内に建設する場合に限る。

※被災者向け賃貸住宅建設型については被災前の戸数以内の賃貸住宅建設の場合に限る。

施策 17	民間住宅共同化支援制度
-------	-------------

被災地域において、合計して 300 m<sup>2</sup>以上の 2 以上の敷地について、共同利用して一の構えの良質な共同住宅を建設する場合、または建築物の形態や意匠において協調的設計により住宅を建設する場合に、優良建築物等整備事業等を活用して共同施設整備費等への補助を行うとともに、その建設並びに被災県民がその住宅を購入する資金にあてる住宅金融公庫からの借入金等に対して、当初 10 年間の利子補給を行う。

事業概要		
助成手法	利子補給型	備考
(1) 利子補給	10 年型	支援制度の融資利率の考え方による。

施策 18	高齢者特別融資（不動産活用型）に対する利子補給制度
-------	---------------------------

再建意欲のある高齢者の住宅再建への積極的な支援を行うため、通常の住宅ローンの利用が困難な高齢者が自己所有地の担保力を前提とした融資制度を利用する場合に、当初 10 年間の利子補給を行う。

事業概要		
助成手法	助成内容	備考
(1) 利子補給	利子補給率： 当初 10 年間：3.00%	

施策 19	大規模住宅補修に対する利子補給制度
-------	-------------------

大規模な住宅補修を行った者に対して、負担の軽減を図るため、当初 5 年間の利子補給を行う。

事業概要		
助成手法	利子補給型	備考
(1) 利子補給	5 年型	支援制度の融資利率の考え方による。
(2) 対象者	年収 1,431 万円以下 借入金 500 万円以上	自己の居住用住宅（持家）に限る。

施策 20	持ち家修繕助成
-------	---------

震災により損壊した持家の早期復旧を支援するため、持家（住家に限る）を修繕または再建する被災県民を対象に戸当たり 30 万円を助成するとともに、主たる生計者の総所得金額が 1,000 万円以下の場合は 10 万円を追加助成する。

#### ④ 被災マンションの再建支援

##### 施策 21 被災マンション建替支援制度

被災したマンションの再建にあたって、区分所有者自ら建て替える場合、あるいは住宅供給公社、住宅・都市整備公団、民間事業者等が建替に同意しない区分所有者等の土地及び区分所有権を買い取るにより、区分所有者に代わって建物を建設し譲渡する場合、優良建築物等整備事業等を活用して共同施設整備費等への補助を行うとともに、住宅の建設・購入資金のうち住宅金融公庫からの借入金等に対する利子相当分について、当初 10 年間の利子補給を行う。

事業概要		
助成手法	利子補給型	備考
(1) 利子補給	10 年型	支援制度の融資利率の考え方による。

##### 施策 22 定期借地権による被災マンション建替支援制度

区分所有者の大半が高齢者であるなど、通常の再建が困難な被災マンションを対象に、住宅供給公社が被災区分所有者に再分譲することを前提に、その土地を取得して定期借地権付き分譲マンションを建設する場合、被災区分所有者の定期借地権地代の負担軽減を図るため、住宅供給公社に対し一定の助成を行う。

事業概要		
助成手法	助成内容	備考
(1) 定期借地権地代軽減補助費	定期借地権地代が通常程度となるよう、公社借入金に対する金利負担分について助成	区分所有者の持ち分の土地購入費が 1,400 万円/戸の場合には 260 万円となる。
(2) 調査設計費	20 万円/戸を限度	

##### 施策 23 震災復興型の総合設計制度の創設

被災したマンションの早急な再建を図るため、一定の要件に合致する建築物を対象として、震災復興型の総合設計制度を創設する。

##### 施策 24 被災マンション建替等支援事業

被災したマンションの再建にあたって、区分所有者の再建への早期合意形成を促進し、周辺環境に調和する再建マンションの実現を促すため、初期段階における作業について補助を行う。

##### 施策 25 被災マンション共用部分補修支援利子補給制度

被災したマンションの再建の促進を図るため、共用部分補修についての住宅金融公庫災害復興住宅資金融資等に対して、当初 10 年間の利子補給を行う。



事業概要		
助成手法	助成内容	備考
(1) 利子補給	利子補給率： 当初5年間：2.50% 6～10年目：公庫融資利率-3.00%	
(2) 対象限度額	830万円	

### ⑤ 民間賃貸住宅の供給促進

#### 施策 26 特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅等の建設支援

国の特定借上・買取賃貸住宅制度、特定目的借上公共賃貸住宅制度及び公営住宅制度（借上方式）により公共賃貸住宅を建設する事業者に対して当初10年間の利子補給を行う。

事業概要		
助成手法	助成内容	備考
(1) 調査設計費補助	20万円/戸を限度	基金
(2) 共同施設整備費補助 定住関連施設整備費補助	廊下等共同施設の整備費用の4/5 敷地外の公園等の整備費用の1/3	
(2) 防災関連施設整備費補助	共同施設整備費の1/5を限度	基金
(3) 家賃減額補助	20年間を限度に入居者の収入に応じて補助 H9年度までは、被災者の入居負担額をさらに引き下げ。H10・11年度は、基金からの激変緩和措置	
(4) 利子補給	公庫等の借入残高に対し、当初10年間 利子補給率： 当初5年：2.50% 6～10年目：公庫融資利率-2.00%	民間融資も対象とする。 県市2.00%・基金0.50% 基金（公庫融資利率-2.00%）

※表中の利子補給率は、住宅金融公庫災害復興住宅資金融資を受けた場合。

#### 施策 27 被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進制度

被災地域において、住宅金融公庫の被災者向けファミリー賃貸住宅融資制度又は住宅・都市整備公団の民営賃貸用特定分譲住宅制度を活用し、被災した賃貸住宅又は持家住宅の所有者がその再建に際し従前戸数以上の賃貸住宅を被災者向け賃貸住宅として建設しようとする場合及び土地所有者等が新たに被災者向けの賃貸住宅を建設しようとする場合に、その建設資金のうち住宅金融公庫又は割賦償還制度からの借入金に対して、当初5年間1.00%の利子補給を行う。

事業概要		
助成手法	助成内容	備考
(1) 利子補給	利子補給率： 当初5年間：1.00%	被災者向け賃貸住宅の建設が対象。

施策 28 学生寄宿舍建設促進制度

被災地域において、住宅金融公庫の中高層貸付資金又は住宅・都市整備公団の公団民営賃貸用特定分譲住宅制度を活用し、土地所有者等が新たに学生向け単身世帯用賃貸住宅を建設しようとする場合に、大学等が学生用指定寄宿舍として認定することを条件に、その建設資金のうち住宅金融公庫又は割賦償還制度からの借入金に対して、当初5年間1.00%の利子補給を行う。

事業概要		
助成手法	助成内容	備考
(1) 利子補給	利子補給率： 当初5年間：1.00%	大学等の指定寄宿舍としての認定が条件。

⑥ 民間賃貸住宅家賃負担軽減助成

施策 29 民間賃貸住宅家賃負担軽減制度

中低所得の被災者が賃借する一定規模・水準を備えた民間賃貸住宅及び公団・公社一般賃貸住宅を対象に、地元市町による公的関与を前提に、一定期間、賃貸住宅経営者等に対し助成することにより、被災入居者の家賃の初期負担の軽減を図る。

事業概要		
助成手法	助成内容	備考
(1) 家賃軽減対象者	収入分位50%階層以下の被災者	震災以前に入居していた住居が滅失した者。
(2) 補助対象住宅	住戸規模25㎡以上 適正な住宅の構造、設備等を備えている民間賃貸住宅及び公団・公社一般賃貸住宅	
(3) 補助対象期間	認定後、平成11年度末まで	申請受付は平成10年度末まで。
(4) 補助額	平成8年度：3万円 (家賃の1/2) 平成9年度：3万円 (家賃の1/2) 平成10年度：2万円 (家賃の1/3) 平成11年度：1万円 (家賃の1/6)	( )内は家賃6万円未満の場合。

施策 30 賃貸住宅家賃等助成

震災により被災した世帯の住宅の確保を容易にするため、全壊、半壊、全焼、半焼の被害を受けたことにより、民間賃貸住宅に入居する被災県民を対象に、家賃及び敷金等の一部として30万円を助成する。

### (3) その他の支援策

#### ① 地域の防災性を高める住まいづくり

施策 31	面的整備事業の積極的推進
-------	--------------

面的な被害を受けた区域については、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業、密集住宅市街地整備促進事業、優良建築物等整備事業等の面的整備事業を積極的に活用し、住宅供給・住環境の改善と公共施設等の整備を一体的に推進する。

また、その際、高齢社会に対応した快適で安全な住宅街区の形成及びオープンスペース等により構成される防災性の高い環境空間ネットワークづくりを進める。

施策 32	ひょうご100年住宅の建設推進
-------	-----------------

災害に強い住まいづくりを進め、世代を超えて、質の高い生活基盤が引き継げる循環・蓄積型の経済社会への転換を促進するため、良質で長耐久性を持ち、三世代以上にわたる使用が可能な「ひょうご100年住宅」の普及を図るとともに、「ひょうご100年住宅取得促進利子補給制度」により良質で耐久性の高い戸建住宅の供給を促進する。

施策 33	応急危険度判定士制度の創設
-------	---------------

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる2次災害を防止し、住民の安全を確保するために、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施し、併せて被災自治体との円滑な支援体制を保てるよう、「被災建物の応急危険度判定士制度」を創設する。

#### ② 福祉の心が息づく人にやさしい住まいづくり

施策 34	高齢者仕様の標準化
-------	-----------

災害復興公営住宅等の建設にあたっては、浴室・便所内の手すりの設置、出入りしやすい浴室出入口、住戸内の段差解消等、一定の高齢者仕様の標準化を推進する。

また、民間住宅についても、災害復興（分譲）住宅の認定要件への高齢者基準の組み入れなどを行い誘導するとともに、今後、高齢者仕様の標準化に向けての検討を行う。

施策 35	人生80年いきいき住宅助成事業
-------	-----------------

本格的な高齢社会の到来を迎える21世紀初頭に備え、高齢者等をはじめとする全ての人々が可能な限り安定・自立した生活を送ることができる地域社会を構築するため、高齢者・身体障害者等が行う既存住宅の改造及び高齢者・身体障害者等との同居を前提とした増改築費用の一部を補助する。

事業概要			
補助種別	補助内容		備考
	補助率	補助対象限度額	
(1) 住宅改造 (一般型)	補助対象経費の 1/3	100 万円	60 歳以上の高齢者、身体障害者との同居世帯。
	(特別型) 収入により補助対象経費の 3/3~1/2	100 万円	
(2) 増改築	補助対象経費の 1/3	400 万円	60 歳以上の高齢者及び身体障害者等と同居しようとする世帯。

※1 所得制限：収入分位 90%の世帯まで

※2 補助経費は県と市町で負担

**施策 36 復興住宅コミュニティプラザの設置**

震災復興を契機とした新しい福祉のまちづくりの一環として、住宅復興 3 カ年計画に基づき一団の恒久的住宅建設事業と連携し、住民相互が助け合い、高齢者、障害者等が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりの推進拠点施設「復興住宅コミュニティプラザ」を整備する。

③ 総合住宅相談所の設置等

**施策 37 総合住宅相談所の設置**

住宅復興を促進するために、飛躍的な増加が見込まれる住宅相談需要に責任をもって、継続的に対応し、財産関係、建築技術、まちづくり等に関する各種相談・指導や公的施策の紹介及び各種住情報の提供等が可能となる総合的な相談指導窓口として新設する。(県下 9 カ所に設置)

(相談受付事項)

- 税及び借地借家、不動産取引等の法律相談
- 建築技術相談
- 宅地防災相談
- 住宅・まちづくり情報提供
- マンション相談 (神戸中央と西宮のみ)

事業概要			
地域名	相談所	所在地	TEL
(総括)	(財)兵庫県住宅建築総合センター	神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンバル 6 階	078-252-0091
神戸市	神戸中央	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 震災復興総合相談センター内	078-360-2536
	神戸西	神戸市長田区浪松町 3-2-5 西神戸財務事務所敷地内	078-731-6962
	三宮	神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンバル 2 階	078-252-3707
	東灘	神戸市東灘区住吉東町 5-2 東灘区役所前	078-843-8650
阪神地域	西宮	西宮市植塚町 2-20 西宮商工会館 2 階	0798-26-8644
	尼崎分室	尼崎市東七松町 1-23-1 尼崎市役所内	06-489-6721
	芦屋	芦屋市松浜町 4-4 芦屋公園内	0797-31-6927
	宝塚	宝塚市栄町 2-2-1 阪急宝塚駅前ソリオ 3 内	0797-81-9590
淡路地域	淡路	平成 8 年 3 月をもって閉鎖	

**施策 38 ひょうご都市づくりセンターの設置**

震災からの復興に向け、各地で住民主体のまちづくりに気運が高まってきており、被災地域全域の早期復興を図るためには、これらの住民主体のまちづくりを積極的に支援する必要がある。このため、「ひょうご都市づくりセンター」を設立し、市町との連携のもとで、まちづくり活動に対する支援を行う。

**施策 39 住宅復興情報の発行**

「住宅でまちを再生する」ために、住まいやまちづくりに関する情報誌「住宅復興情報」を発行し、被災者に対して、行政からの助成内容や住宅再建メニュー、再建モデルプランとその費用、再建成功事例、再建活動事例などの住宅復興に係る幅広い情報を提供し、住宅復興を促進する。

事業概要		
(1) 発行部数	30,000部	無料配布

**④ 輸入住宅の供給促進**

**施策 40 ひょうご輸入住宅総合センターの設置**

住宅復興に向けて、早期大量供給、新しい環境づくり、住宅市場の活性化に寄与し、低価格で質の高い住宅メニューの一つとして輸入住宅の導入を促進するため、輸入住宅に関する一元的な情報提供の場と、輸入住宅の性能・品質・価格等を直接確かめることができるモデル展示場を併設した「ひょうご輸入住宅総合センター」を神戸・六甲アイランドに設置し、輸入住宅に関する総合的な情報提供を行う。

事業概要	
事業項目	事業内容
(1) インフォメーション	情報コーナーの設置 相談コーナーの設置 セミナーの開催
(2) 住宅展示場	輸入住宅モデルハウス (7カ国・34棟)

**施策 41 輸入住宅復興街区の形成**

震災で家を失い、現在、仮住まい等の避難生活を余儀なくされている被災県民に対して、安住の場としての恒久的な住宅を早期に供給し、住宅復興についての希望を与え、活力を引き出すために輸入住宅によるモデル復興街区を整備する。

**施策 42 輸入住宅導入の推進**

輸入住宅導入について各種施策を講じることにより推進する。

⑤ 被災県民への特別融資等

施策 43 ひょうご県民住宅復興ローン制度等

175㎡以下の住宅を再建または購入しようとする被災県民を対象に、特別融資枠を設け、金利及び償還期間等について住宅金融公庫と同じ程度で融資を行うとともに、良質な住宅の整備を図ろうとする者に対しては、それぞれの施策と同じように上乘せし、利子補給を行う。

事業概要		※（ ）内は利子補給率 金利 H8. 10. 25 改定	
助成手法	助成内容		備考
(1) 融資限度額	800 万円（返済期間：元金据置期間を含めて 25 年以内）		
(2) 利子補給	他の支援制度による住宅金融公庫等への利子補給型	ひょうご県民住宅復興ローン制度に係る利子補給	
①	10 年型	当初 5 年間：0. 00% (3. 00%) 6～10 年目：3. 00% ( - )	当初 5 年間元金据置を選択した場合
②	5 年型	当初 5 年間：0. 00% (3. 00%)	当初 5 年間元金据置を選択した場合
③	拡充型	当初 5 年間：0. 85% (2. 15%)	当初 5 年間元金据置を選択した場合

※拡充型については年収 1,431 万円以下の世帯に限る。

また、この他、被災県民向け融資制度として勤労者住宅資金融資（災害特別貸付）や県産木材利用木造住宅災害復興住宅融資制度を創設する。

施策 44 県民住宅ローン既債務対策助成制度

県民住宅ローンの住宅債務を有する被災県民を対象に、罹災の程度に応じ、本人の申し出により 5 年以内の元金据置とそれに伴う償還期間の延長を行うとともに、元金据置期間について 1.5%以内の利率引下げを行う。

事業概要		
助成手法	助成内容	備考
(1) 元金据置とそれに伴う償還期間の延長	5 年以内	罹災の程度による。
(2) 元金据置期間中の利率引下げ	1. 5%以内	罹災の程度による。

施策 45 住宅債務償還特別対策助成制度（ダブル・ローン対策）

既に公的及び民間住宅ローンの住宅債務の償還を行いながら、新たに融資を利用して県内に住宅を建設・購入しようとする被災県民の負担軽減のため、ローン残債の額（1,000 万円を限度）に応じ、負担が急増する 6 年目～10 年目の 5 年間にわたり助成を行う。

事業概要		
助成手法	助成内容	備考
(1) 助成金	助成率： 6～10年目・新規住宅ローンの 融資残高に対して3.00%以下 助成期間：5年間 残債の限度：1,000万円	ローン残債を有する被災県民で新たに住宅金融公庫の災害復興住宅資金融資等を借り入れ自らの住宅の建設又は購入を行う年収1,431万円以下の者を対象。
	助成総額：①、②のいずれか低い額 ① 新規住宅ローンの融資残高の3.00%に相当する額 ② 既住宅ローンの残債(1,000万円限度)の額を年収の区分に応じ別に定める額	

施策 46 宅地防災工事助成制度

被災県民が地震により被害を受けた宅地の防災工事を行う場合、被災県民の負担の軽減を図り早期の復興を促進し、二次災害を防止するため住宅金融公庫借入金に対して10年間利子補給を行う。さらに、神戸市、西宮市、芦屋市の宅地防災工事資金融資に対しても、5年間の利子補給を行う。

事業概要		公庫金利 H8. 10. 9 改定
(1) 宅地防災工事資金融資制度		
利子補給	利子補給率 当初5年間：3.20% 6～10年目：公庫融資利率-3.00%	宅地については勧告又は改善命令を受けて者に限る。
(2) 災害復興宅地融資制度		
利子補給	利子補給率 当初5年間：3.00% 6～10年目：公庫融資利率-3.00%	公庫の宅地防災工事、災害復興宅地及び各市の融資制度との併せ貸し可能。

施策 47 被災宅地に係る二次災害防止対策工事助成制度

被災宅地の復旧にあたって、低利の融資制度が利用できない者に対し、二次災害の発生を防止するための応急復旧工事に要する経費について300万円までは1/2を、300万円を超え500万円以下については3/4を補助する。

事業概要	
助成方法	助成内容
(1) 補助額	①補助対象の工事費の限度300万円以下： 工事費の1/2 ②補助対象の工事費の限度300万円超500万円以下： 工事費の3/4
(2) 補助対象工事	①危険物除去に対する工事（崩壊擁壁の除去及び安定法面の設定） ②応急復旧に対する工事（コンクリート沿打、フリーフレーム等、その他の補強工事）

### 5. ひょうご住宅復興3カ年計画主要施策一覧表

施策名	事業戸数	利子補給率等		
		当初5年間	6～10年目	11年目以降
<b>(1) 災害復興(賃貸)住宅の供給促進</b>				
施策1 災害復興公営住宅	38,600戸			
災害復興公営住宅	(25,100戸)	建設14,600戸、購入3,100戸、借上7,400戸		
再開発系住宅(市町施行分)	(4,100戸)			
公営住宅等(H6以前着工分)	(3,200戸)			
公営住宅空家	(6,200戸)			
施策2 再開発系住宅	5,100戸			
	16,800戸	2.50%	復興金利-3.00%	-
		調査設計費:20万円/戸を限度		
		共同施設整備費補助:廊下等共同施設の整備費用の4/5		
		定住関連施設整備費補助:敷地外公園等の整備費用の1/3		
		防災関連施設整備費:共同施設整備費の1/5限度		
		家賃減額補助:激安緩和措置		
施策3 災害復興準公営住宅(特定優良賃貸住宅)				
施策4 公団・公社賃貸住宅	10,300戸			
施策5 設計・建設システムの合理化				
施策6 災害復興(賃貸)住宅入居希望者の一元受付・選定				
施策7 家賃低減化対策の実施				
施策8 災害復興公営住宅等の型別供給				
施策9 高齢者等に配慮した災害復興公営住宅等の供給				高齢者仕様、シルバーハウジング、コレクティブ・ハウジング
施策10 災害復興(賃貸)住宅への復興住宅コミュニティプラザの設置				運営費補助
<b>(2) 民間住宅の再建支援</b>				
<b>① 民間住宅復興に向けての基礎的な支援</b>				
施策11 住宅金融公庫融資等の活用		(3.00%)	(3.00%)	(3.00%)
施策12 住宅復興助成基金の設置		住宅金融公庫融資当初5年間据置 0.50%の利子補給(3.00%→2.50%)		
施策13 阪神・淡路大震災復興基金の活用				
<b>② 被災者向け分譲住宅の供給促進</b>				
施策14 災害復興(分譲)住宅				
被災者住宅購入型		2.50%	公庫融資利率 -3.00%	-
面的整備事業等関連供給型		2.50%		
公団・公社等建設代行型				設計調査費:20万円/戸を限度
施策15 公団・公社分譲住宅等	10,000戸			
<b>③ 被災者住宅の再建支援</b>				
施策16 被災者住宅再建支援制度				
被災者住宅建設型		2.50%	公庫融資利率 -3.00%	-
面的整備事業等関連建設型		2.50%		
被災者向け賃貸住宅建設型		2.50%		
		設計調査費:20万円/戸を限度 共用通行部分整備費補助:95万円/戸を限度		
施策17 民間住宅共同化支援制度		2.50%	公庫融資利率 -3.00%	-
施策18 高齢者特別融資に対する利子補給制度		3.00%		-
施策19 大規模住宅補修に対する利子補給制度		2.50%	公庫融資利率 -3.00%	-
施策20 持ち家修繕助成				30万円/戸+10万円/戸

注1) 表中%表示は住宅金融公庫災害復興住宅資金融資の場合の利子補給率を示す。

注2) ( )内は住宅金融公庫災害復興住宅資金融資の利率を示す。(平成8年10月9日改定)



施策名	事業戸数	利子補給率等		
		当初5年間：6～10年目：11年目以降		
<b>④ 被災マンションの再建支援</b>				
施策21 被災マンション建替支援制度	2,400戸	2.50%	復興金利-3.00%	-
施策22 定期借地権による被災マンション建替支援制度	300戸	設計調査計画費：20万円/戸他		
施策23 震災復興型の総合設計制度の創設				
施策24 被災マンション建替等支援事業		概略設計費等の4/5		
施策25 被災マンション共用部分補修支援利子補給制度	7,400戸	2.50%	公庫融資利率 -3.00%	-
<b>⑤ 民間賃貸住宅の供給促進</b>				
施策26 特定借上・特定目的公共賃貸住宅等の建設支援	5,696戸	2.50%	公庫融資利率 -2.00%	-
		調査設計費：20万円/戸を限度		
		共同施設整備費補助：廊下等共同施設の整備費用の4/5		
		定住関連施設整備費補助：敷地外公園等の整備費用の1/3		
		防災関連施設整備費：共同施設整備費の1/5限度		
		家賃減額補助：地震緩和措置		
施策27 被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進制度	4,482戸	1.00%		-
施策28 学生寄宿舎建設促進制度	600戸	1.00%		-
施策29 民間賃貸住宅家賃負担軽減制度	24,600戸	H8：9：3万円、H10：2万円、H11：1万円を助成		
施策30 賃貸住宅家賃等補助		30万円/世帯		
<b>(5) その他の支援策</b>				
<b>① 地域の防災性を高める住まづくり</b>				
施策31 面的整備事業の積極的推進				
施策32 ひょうご100年住宅の建設推進				当初5年間利子補給率1.5%
施策33 応急危険度判定士制度の創設				
<b>② 福祉の心が息づく人にやさしい住まづくり</b>				
施策34 高齢者仕様の標準化				
施策35 人生80年いきいき住宅助成事業				補助対象経費の1/3～3/3
施策36 復興住宅コミュニティプラザの設置				建設費補助及び運営費補助
<b>③ 住宅相談窓口の設置等</b>				
施策37 総合住宅相談所の設置				9カ所に設置（現在8カ所開設中）
施策38 ひょうご都市づくりセンターの設置				平成7年9月設置
施策39 住宅復興情報の発行				総合住宅相談所等で無料配布
<b>④ 輸入住宅の供給促進</b>				
施策40 ひょうご輸入住宅総合センターの設置				
施策41 輸入住宅復興街区の形成				
施策42 輸入住宅導入の推進				
<b>⑤ 被災県民への特別融資等</b>				
施策43 ひょうご県民住宅復興ローン制度等	32,500戸	① 3.00%	(固定金利： 3.00%)	-
		② 3.00%		-
		③ 2.15%		-
施策44 県民住宅ローン既債務対策助成制度	300戸	5年以内の支払い猶予・償還期間延長 猶予期間中1.5%以内の利率引下げ		
施策45 住宅債務償還特別対策助成制度(ダブル・ローン対策制度)	22,500戸	6～10年目の助成		
施策46 宅地防災工事助成制度	500戸	① 3.20%	公庫融資利率 -3.00%	-
		② 3.00%	公庫融資利率 -3.00%	-
施策47 被災宅地に係る二次災害防止対策工事助成制度	166戸	対象工事費限度額： 300万円以下(1/2補助) 300万円超500万円以下(3/4補助)		

注1) 表中%表示は住宅金融公庫災害復興住宅資金融資の場合の利子補給率を示す。

注2) ( ) 内は住宅金融公庫災害復興住宅資金融資の利率を示す。(平成8年10月9日改定)

